

6-1 課税状況

(1) 課税状況（合計分）

区 分	人 員		金 額	
	外	人 2	外	千円 1,023
取得財産価額（本年分）		38,320		180,174,926
配偶者控除額		1,832		21,557,818
基礎、特別控除額		38,198		100,523,031
基礎、特別控除後の課税価格		30,570		59,779,948
贈与税額	実	30,563		12,763,418
外国税額控除		-		-
外国税額控除後の額	実	30,563		12,763,418
農地等納税猶予額		10		63,715
株式等納税猶予額		14		1,660,499
納付税額	実	30,558		11,039,203
災害減税法第4条による免除税額		1		5

調査対象等：平成23年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成24年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 外書は災害減税法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

課税状況（暦年課税分）

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
取得財産価額（本年分）		31,991		108,305,444
配偶者控除額		1,832		21,557,818
基礎控除額		31,991		35,190,100
基礎控除後の課税価格		30,203		53,243,397
贈与税額		30,194		11,453,343
外国税額控除		-		-
外国税額控除後の額		30,194		11,453,343

課税状況（相続時精算課税分）

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
取得財産価額（本年分）		6,523		71,869,481
特別控除額		6,400		65,332,931
特別控除額後の課税価格		383		6,536,551
贈与税額		383		1,310,075
外国税額控除		-		-
外国税額控除後の額		383		1,310,075

（参考）住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員		金 額	
		人	内	千円
住宅取得等資金の金額	実	10,104		80,774,390
				90,518,703

調査対象等：平成23年中に財産の贈与を受けた者について、平成24年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を、「金額」欄の「内」は非課税の適用を受けた金額を示す。

(2) 課税状況の累年比較
(合計分)

年 分	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
平 成 19 年 分	39,880	242,224,652	9,991,855
平 成 20 年 分	36,685	203,494,826	8,530,206
平 成 21 年 分	34,601	187,544,026	9,174,839
平 成 22 年 分	34,438	168,093,700	9,820,148
平 成 23 年 分	38,320	180,174,926	11,039,203

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

年 分	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
平 成 19 年 分	28,215	91,209,886	11,851	151,014,766
平 成 20 年 分	26,993	87,118,557	9,852	116,376,269
平 成 21 年 分	26,112	85,031,721	8,713	102,512,305
平 成 22 年 分	28,173	92,286,491	6,412	75,807,209
平 成 23 年 分	31,991	108,305,444	6,523	71,869,481

(3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	人	千円	人	千円
		38,319	180,046,482	30,593	10,998,136
	修正申告による増差額	154	380,134	157	76,024
	更正による増差額	1 △	39,088	1	42
	更正等による減差額	51 △	212,601	44 △	34,999
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 38,320	180,174,926	実 30,558	11,039,203
過 年 分	申 告 額	3,264	13,924,735	2,787	1,348,769
	修正申告による増差額	257	626,492	256	178,100
	更正による増差額	1	11,296	1	2,437
	更正等による減差額	2,163 △	1,731,157	1,490 △	182,298
	決 定 額	3	12,175	3	1,082
	計	実 3,499	12,843,541	実 3,020	1,348,090
合 計	申 告 額	41,583	193,971,217	33,380	12,346,905
	修正申告による増差額	411	1,006,626	413	254,124
	更正による増差額	2 △	27,793	2	2,479
	更正等による減差額	2,214 △	1,943,758	1,534 △	217,297
	決 定 額	3	12,175	3	1,082
	計	実 41,819	193,018,467	実 33,578	12,387,293

調査対象等： 「本年分」は、平成23年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成24年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年以前分に贈与を受けた者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税人員

税 務 署 名	人 員
水 戸	949
日 立	320
土 浦	1,034
古 河	405
下 館	558
竜ヶ崎	717
太 田	510
潮 来	390
茨 城 県 計	4,883
宇 都 宮	1,315
足 利	271
栃 木	817
佐 野	234
鹿 沼	301
真 岡	192
大 田 原	424
氏 家	271
栃 木 県 計	3,825
前 橋	758
高 崎	1,232
桐 生	327
伊 勢 崎	389
沼 田	125
館 林	666
藤 岡	113
富 岡	161
中 之 条	102
群 馬 県 計	3,873

税 務 署 名	人 員
川 越	1,870
熊 谷	705
川 口	1,729
西 川 口	987
浦 和	2,387
大 宮	1,546
行 田	476
秩 父	196
所 沢	1,631
本 庄	209
東 松 山	354
春 日 部	1,373
上 尾	1,088
越 谷	1,290
朝 霞	1,014
埼 玉 県 計	16,855
新 潟	1,501
新 津	203
巻	406
長 岡	523
三 条	477
柏 崎	149
新 発 田	276
小 千 谷	237
十 日 町	108
村 上	81
糸 魚 川	52
高 田	344
佐 渡	88
新 潟 県 計	4,445
長 野	1,041
松 本	1,019
上 田	565
飯 田	235
諏 訪	563
伊 那	333
信 濃 中 野	141
大 町	109
佐 久	403
木 曾	30
長 野 県 計	4,439
総 計	38,320

(注) この表は、「(1)本年分の課税状況(合計分)」の「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人 56	千円 5,187	人 639	千円 47,063	人 -	千円 -
過 年 分	100	9,017	1,771	137,090	19	18,993
合 計	156	14,204	2,410	184,153	19	18,993

(注) 調査対象者等は、「(3) 申告及び処理の状況」と同じである。

6－2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	13,175	15,945,126	147,173
150 万円超	4,273	7,854,278	300,021
200 "	9,563	27,891,427	1,607,897
400 "	4,937	25,813,674	1,849,848
700 "	2,298	19,930,785	1,202,020
1,000 "	2,869	41,102,856	1,459,475
2,000 "	952	22,207,094	597,323
3,000 "	156	5,830,684	778,322
5,000 "	61	4,189,718	961,493
1 億円超	29	4,545,160	1,440,830
3 "	4	1,641,588	524,633
5 "	1	630,254	121,051
10 "	－	－	－
20 "	1	2,463,837	8,050
30 "	－	－	－
50 "	－	－	－
合 計	38,319	180,046,482	10,998,136

調査対象者等：平成23年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成24年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
150 万円以下	13,064	15,819,515	232	236,296
150 万円超	4,077	7,498,944	218	395,765
200 "	8,760	25,436,494	861	2,620,844
400 "	3,520	18,054,587	1,420	7,781,790
700 "	1,029	8,678,819	1,271	11,274,861
1,000 "	1,127	15,937,607	1,738	25,135,993
2,000 "	341	7,529,400	610	14,638,014
3,000 "	36	1,332,033	117	4,394,344
5,000 "	25	1,754,370	33	2,245,965
1 億円超	16	2,445,833	13	2,099,327
3 "	3	1,304,059	1	337,529
5 "	－	－	1	630,254
10 "	－	－	－	－
20 "	1	2,463,837	－	－
30 "	－	－	－	－
50 "	－	－	－	－
合 計	31,999	108,255,499	6,515	71,790,983

（注）人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

6－3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額

取得財産等の種類		暦年課税分		相続時精算課税分			
		人	取得財産価額	人	取得財産価額		
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	283	822,617	206	1,040,645		
	宅地（借地権を含む。）	401	1,074,079	254	1,352,724		
	山林	7,003	31,909,091	3,159	28,880,396		
	その他の土地	373	699,720	166	508,346		
	計	514	1,287,243	236	1,281,750		
		実	8,165	35,792,749	実	3,515	33,063,861
家屋、構築物			3,066	7,404,527		1,576	4,632,453
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		3	4,494		4	6,943
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		1	3,727		-	-
	売掛金		1	1,196		-	-
	その他の財産		34	65,215		3	23,669
	計	実	38	74,632	実	7	30,612
所有 価証 券	株式及び出資		6,489	23,016,343		214	4,981,790
	公債及び社債		20	60,298		9	94,291
	投資・貸付信託受益証券		53	145,798		6	46,605
	計	実	6,549	23,222,439	実	223	5,122,686
現金、預貯金等			14,869	34,381,334		2,481	26,969,431
家庭用財産			-	-		1	2,258
その他 の産	生命保険金等		439	2,533,953		56	738,161
	立木		21	11,429		8	4,391
	その他		1,681	4,834,436		151	1,227,130
	計	実	2,136	7,379,818	実	213	1,969,682
合計		実	31,999	108,255,499	実	6,515	71,790,983

調査対象者等：平成23年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成24年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は、実人員を示す。